

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和2年10月6日（火）午前9時00分～午前9時20分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)子ども家庭部長
企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「調布都市計画生産緑地地区の変更（案）について」の説明をお願いします。

部 長 令和2年度調布都市計画生産緑地地区の変更（案）について説明します。平成31年1月1日から令和元年12月31日までに生産緑地地区の買取り申出が出され、行為制限が解除されたものや、追加指定されたものについて都市計画変更するものです。

資料1ページ「第1」の「種類および面積」の表を御覧ください。今回の変更により変更後の市内の生産緑地地区面積は約29.62haとなります。

次に「第2」の「削除のみを行う位置および区域」としましては、全部削除となる箇所が5箇所及び一部削除となる箇所が4箇所あり、削除面積の合計は約5,820㎡となります。また、変更の理由ですが、所有者の方からの買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地地区の機能を維持することが困難となったこと等があります。

次に「第3」の「追加のみ行う位置及び区域」としましては、地区の一部となる追加が5箇所及び全部の追加が1箇所となります。追加の理由としましては、農林業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものです。

資料2ページの新旧対照表を御覧ください。変更前は地区数139件、面積は約300,060㎡でしたが、今回、削除面積が約5,820㎡、追加指定面積が約1,490㎡及び精査による増加面積が約500㎡であるため、変更後については、地区数135件、面積は約296,230㎡となります。資料の3ページは、今説明したものを概要としてまとめたものとなります。

今後の予定については、本日報告した内容をもとに、東京都との協議を11月中旬に、都市計画法第17条第1項に基づく縦覧と意見書の提出期間を11月中旬に設ける予定です。その後、12月中旬に開催予定である第3回狛江市

都市計画審議会へ諮問をする予定としています。

都市計画審議会への諮問、東京都への同意協議等の都市計画手続きを行うことについて、審議の程お願いします。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「多摩・島しょ広域連携活動助成事業等について」を報告してください。

部長 多摩・島しょ広域連携活動助成事業は、東京都市長会及び町村会が、多摩・島しょの魅力の向上等を目的として、市町村間の連携活動に対して助成金を交付するものです。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」及び「多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業」の2事業となっており、助成額等の事業制度に大きな変更点はありません。各課において、積極的な活用を検討していただければと思います。

なお、10月23日までに市長会へ事業計画書の提出が必要であるため、活用を希望される場合は、事前に政策室へ相談の上、20日までに御連絡ください。

市長 続いて、報告事項2「狛江市における地域学校協働活動推進事業について」を報告してください。

部長 平成29年度から平成31年度まで、地域から学校に対する支援を行うものとして学校支援ボランティア事業に取り組んできましたが、国の方針が支援から協働へ、さらに共生の方向にあること等を踏まえて、事業内容を改めることとしましたので、報告します。

取組内容ですが、地域の人材を外部講師として活用する特別授業である出前授業のパッケージ化を行い、センター方式で提供していくことを柱に据えて実施します。これにより、市内小中学校10校の「社会に開かれた教育課程」の実践の一助となるだけでなく、地域の教育力の向上にも寄与し、地域と学校との協働・共生につなげます。人材の活用については、市民活動支援センターとも連携します。

推進体制については、資料の2を御覧ください。まず、事業推進に係る協議を行う機関として、地域の方と市職員等で構成する地域学校協働活動推進委員会を新設し、これまでの課題の一つであった検証機関の役割も持たせます。このため、教育部・学校関係以外にも、生涯学習の所管課長として政策室長を委員としています。また、放課後子ども教室や青少年健全育成活動を代表する市民にも委員を務めていただきます。

次に、具体的に事業を実施する機関としては地域学校協働活動推進本部を設置し、統括コーディネーターを社会教育課内に配置し、統括コーディネー

ターを中心に出席授業を調整するに当たっては、資料の3にあるように、各校のニーズを把握した上で、学習指導要領に照らし、明確なめあての設定を基に授業内容を作成し、出席授業を行う地域人材へのレクチャーも行います。さらに、出席授業の動画コンテンツの作成等、新しい生活様式を踏まえた取組も視野に入れ、コンパクトシティならではのオール狛江で取り組むメリットを活かしていきます。

今後のスケジュールは、資料の4のとおりです。現在、各校へのニーズ調査を始めていますので、その結果がまとまりましたら第一回目の推進委員会を開催し、本格的に事業を進めていきます。なお、本件は総務文教常任委員会協議会に報告します。

市長 次に、報告事項3「狛江市文化財の指定について」を報告してください。

9月29日付けで市の文化財に指定された寛文二年（1662）銘の石造供養塔は、岩戸北四丁目の慶岸寺の墓地入口に並んで所在する2基の石造物になります。

一つは地藏菩薩立像を浮き彫りし、もう一つは聖観音立像を浮き彫りしています。像の両脇には、造立年月日や施主等を記す銘文を有しています。大きさは、市内の寺院等に残るこうした浮き彫りの石造物の中では大振りなものになります。状態は、経年による風化が見られるものの良好です。

本石造物は、狛江地域の江戸時代前期における民間信仰の様子を伝えるもので、寛文二年（1662）には、既に岩戸村に民間信仰の集まりが作られていて、慶岸寺をよりどころとしていたことを伝えています。また、市内に残る民間信仰にまつわる石造物の中では最初期のものになります。以上から、本石造物は長く保存・継承されるべき文化財と判断し、市の文化財に指定されました。

副市長 石造物は見学しやすい場所にありますか。

部長 墓地入口にあり、誰でも見学できる場所にありますが、常識の範囲内で見学していただければと思います。なお、今後、銘板を設置する予定です。

市長 その他お知らせはありますか。

部長 ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディング等による寄附金額等についてです。

PCR検査体制の整備等を図るため、7月1日から9月28日までふるさとチョイス内のガバメントクラウドファンディング専用サイトで寄附を募集し、目標額300万円に対し35件757,000円の寄附を受け付けました。

ガバメントクラウドファンディングのみでは目標額に届きませんでした。窓口及びふるさとチョイスからの寄附を58件2,383,187円受け付けており、合計するとPCR検査体制の整備等を目的とした寄附は93件

3,140,187円となり目標額を達成しております。

ガバメントクラウドファンディングによる寄附受付は終了しますが、ふるさとチョイスや窓口にて、PCR検査体制の整備等を目的とした寄附は引き続き受け付けています。

市長 他に何かありますか。

部長 台風14号についてです。

本日午前6時に気象庁から発表された情報によると、午前3時現在で日本の南にあり、ゆっくり北上しています。中心気圧996hpa、中心付近の最大風速20m/sで、進路がはっきりと定まっていないため予報円が大きく設定されていますが、予報円の中心がこのまま進むと10日の夜から11日の明け方にかけて関東に接近すると考えられます。前線が刺激されて大雨になる可能性もありますので、事前の準備をお願いします。

市長 今後、必要に応じて臨時庁議を開催します。

また、ICT等の活用についてですが、時代の要請や政府の方針により、最近急速に推進されているところです。市としてもこれまで、Web会議を行う等の取組を行ってきましたが、未だ定着したとは言えない状況にあります。その理由としては、ICT機器等を使いこなすことができていないからであり、その結果、庁議や議会における機器の障害等が発生しています。市民サービスにおいて導入した際に、こうした事態が発生すると、市民に大きな影響を及ぼします。工程管理のミス等がないか、原因を検証し、改善してください。

以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月13日午前9時00分から開催します。